

対象経費 Q & A

1. 報償費について

Q1. ボランティア講師に謝礼金の代わりに手土産を渡したが手土産代は対象経費として認められますか？

A1. 講演、催し等の講師に対して謝礼金の支払いはできますが、手土産代は認められません。

Q2. 催しの講師を務めた団体構成員に謝礼金を支払いたいのですが、対象経費として認められますか？

A2. 謝礼金の支払いは外部から招聘した講師にのみ認められます。

Q3. 団体構成員が代表（役員）を務める会社の社員（団体構成員以外）に講師を依頼しましたがその謝礼金は補助対象経費と認められますか？

A3. 各事案によって判断が必要になりますが、通常は補助対象経費としては認められません。予め、事務局にご相談ください。

2. 旅費について

Q1. 補助事業の実施場所への下見（視察）に行った交通費は補助対象経費として認められますか？

A1. 旅費の対象となるのは外部から招聘した講師や出演者などの交通費や宿泊費の実費になりますので、団体構成員の下見（視察）等の交通費は対象となりません。

3. 消耗品について

Q1. 団体の事務所で使用する蛍光灯や電球を購入しましたが補助対象経費として認められますか。

A1. 団体の運営や団体が使用する事務所の維持管理に関わる経費は補助金の対象にはなりません。補助事業に直接使われる経費のみが対象になります。

Q2. 事業の啓発チラシを作るために紙とプリンターインクを大量に購入しましたが全て対象経費として認められますか？

A2. 事業で使用した分については対象経費として認められますが、余剰分については認められません。事業報告の際には使用した分と余剰分を精査して報告してください。

尚、当該団体以外の個人所有等のプリンタで使用した場合は、どこまでが

団体用として使用したか判別しにくいので、全て補助対象外経費と認められた例もあります。

Q3. 20万円の交付決定を受けた補助事業で決算の結果、事業費が18万円になりました。残りの2万円分で団体が事務所で使用する消耗品を購入したいのですが可能でしょうか？

A3. 補助事業実施のために直接、支出した費用（その中でも補助対象経費）のみが補助の対象となります。お問い合わせの件では18万円を上限に補助金額が確定します。なお、概算払いしている場合は、差額を戻入いただくこととなります。

4. 食糧費について

Q1. 補助事業実施の際に昼食として講師の弁当と団体構成員の弁当を購入しましたが、全て対象経費として認められますか？

A1. 講師の食事（弁当）代については対象経費になりますが、団体構成員の食事代については対象となりません。

尚、金額については1食当たり900円程度が妥当と考えられます。

5. 印刷製本費について

Q1. 事業実施の際に配布する団体紹介の冊子を印刷しましたが対象経費として認められますか？

A1. 補助対象事業に関わるものに限られます。事業実施期間中に配布されるにしても団体の事業全般などを紹介する冊子は補助事業に関わるものとは認められません。

6. 燃料費について

Q1. 草刈（補助対象事業）に使われた草刈機（刈払い機）の燃料は対象になりますか？また、刈り取った草や草刈機等の機器を運搬する車両のガソリン代は対象になりますか？

A1. 草刈機の燃料については補助対象経費に含まれます。但し、余剰分について対象経費に含むことが出来ませんので実績報告の際に精査できるものに限られます。また、運搬に係るガソリン代については対象経費に含まれます。

7. 光熱水費について

Q1. 団体の事務所で使用する電気代や水道代等は補助の対象となりますか？また、会場を借り上げた際に別途電気代を請求されましたがその分は電気代と

して経常できますか？

A1. 団体の事務所で使用する電気代や水道代は団体の運営費の範疇となるため補助対象事業費としては認められません。また、会場借り上げの際に請求された電気代についても、「使用料及び賃借料」として一括して経常してください。

8. 通信運搬費について

Q1. 事業実施にあたり、講師に依頼文送付のために使われた郵便代は対象になりますか？また、関係各所にEメールでの事業案内送付も行いましたがインターネットプロバイダー利用料も対象と認められますか？

A1. 補助事業のために使われた郵便代については対象経費と認められます。但し、インターネットのプロバイダー利用料につきましては事業に使用した分とそれ以外の分の精査が困難であるため対象と認めることは出来ません。

9. 使用料及び賃借料

Q1. 団体が定例会議を開くため、毎月会場を借り上げていますがその会場使用料は補助対象経費となりますか？

A1. 補助事業の実施に必要な場所として借り上げた会場の使用料は対象となりますが、毎月の定例会等の団体の運営全般に必要な会議場所として借り上げられた会場使用料は対象となりません。

10. 委託料について

Q1. 事務所の移転に伴い、物品（備品）移設（引越し）業務を業者に委託しましたが、その委託料は対象となりますか？

A1. 事務所の物品移設（引越し）業務は団体の運営の範疇になりますので対象経費とはなりません。

11. 保険料について

Q1. 団体が所有する（事業にも使用する）自動車の損害保険料は補助対象経費になりますか？

A1. 自動車の損害保険料は補助対象経費と認められません。

12. 雑費について

Q1. 会場借り上げ料を振り込む際の振込み手数料はどうなりますか？

A1. 会場借り上げ料が補助対象経費と認められる場合は、振込み手数料についても対象経費となります。